

## 9 就職活動で注意すること

人生における大きなイベントのひとつ「就職活動」。その就職活動で、自分に責任の無いことで排除されたり、家族の職業や収入を聞かれるなど、嫌な思いをさせられるケースがあります。

日本国憲法により「職業選択の自由」が保証されており、誰もが自由に自分の適性や能力に応じて職業を選ぶことができます。そのため事業主は応募者の適性・能力などを基準として、客観的な判断により公正な採用選考を行う必要があります。

### (1) 公正な採用選考の基本的な考え方

採用選考は、①『人を人としてみる』人間尊重の精神、すなわち、応募者の基本的人権を尊重すること、②応募者の適性・能力に基づいた基準により行うこと、の2点を基本的な考え方として実施することが大切です。

### (2) 就業差別につながるおそれがある14事項

次の①～⑭の事項を、エントリーシート・応募用紙に記入させる、面接時において尋ねる、作文の題材とするなどによって把握することや、⑫～⑭を実施することは、就職差別につながるおそれがあります。

#### <本人に責任のない事項の把握>

- ①「本籍・出生地」に関する事
- ②「家族」に関する事（職業・続柄・健康・病歴・地位・学歴・収入・資産など）
- ③「住宅状況」に関する事（間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など）
- ④「生活環境・家庭環境など」に関する事

#### <本来自由であるべき事項（思想・信条にかかわること）の把握>

- ⑤「宗教」に関する事
- ⑥「支持政党」に関する事
- ⑦「人生観・生活信条など」に関する事
- ⑧「尊敬する人物」に関する事
- ⑨「思想」に関する事
- ⑩「労働組合（加入状況や活動歴など）」、「学生運動などの社会運動」に関する事
- ⑪「購買新聞・雑誌・愛読書など」に関する事

#### <採用選考の方法>

- ⑫「身元調査など」の実施
- ⑬「本人適性・能力に関係ない事項を含んだ応募書類」の使用
- ⑭「合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断」の実施

(注1) 戸籍謄(抄)本や本籍が記載された「住民票(写し)」を提出させることは、①の事項の把握に該当することになります。

(注2) 「現住所の略図等」を提出させることは、③④などの事項を把握したり、⑫の「身元調査」につながる可能性があります。

(注3) ⑭は、採用選考時において合理的・客観的に必要性が認められない「健康診断書」を提出させることを意味します。

### (3) もしも就職差別を受けてしまったら

万が一、企業の面接などで公正な採用選考に反する事案にあったときは、お近くのハローワーク（44ページ参照）に相談してください。

### (4) 採用内定取消しについて

採用内定について法的な定義はなく、また態様も様々ですが、一般的には、労働者と使用者との間で一定の始期を付して労働契約を締結した場合を言うものと考えられます。採用内定の状態になれば、既に、労働者と使用者との間に一定の労働契約が成立しているので、使用者が内定を取り消すことは、一方的な契約破棄になります。

このため、採用内定取消しは、客観的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は無効とされます。もし、採用内定取消しを告げられたら、お近くのハローワーク（44ページ参照）に相談してください。

#### 日本国憲法

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

## コラム5

### 性的マイノリティをめぐる考え方

#### LGBTとは？

L レズビアン	同性を好きになる女性	} 性的指向に関する類型
G ゲイ	同性を好きになる男性	
B バイセクシュアル	両性を好きになる方	
T トランスジェンダー	生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない方	

※ 「LGBT」という言葉を上記4つに限らない性的マイノリティの総称として用いることが一般的です。「LGBTQ」「LGBT+」などのように表記されることもあります。

#### SOGI(ソジ)とは？

性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとった略称です。SOGIは、特定の性的指向や性自認の人のみが持つものではなく、すべての人が持つものです。

**性的指向** 恋愛または性愛がいずれの性別を対象とするかをいうものです。

**性自認** 自分の性別についての認識のことをいいます。生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認（性同一性）が異なる人を「トランスジェンダー」といいます。

「性同一性障害」とは、身体的な性と性自認が異なり、困難を抱える場合に対して、医学的な診断がなされる場合の診断名です。※自分自身の性のあり方をあえて決めない・決められない人もいます。

#### 人を人としてみること

LGBTの方は、就職活動時に、性的指向や性自認に関わる困りごとを抱えやすい状況にあります。事業主には、採用の場面においても、個人の尊厳を尊重し、性的指向・性自認に関わらず、能力や適性に基づいた公正な採用が求められています。